

「酒類の公正な取引の基準案」及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案」に対する意見募集について

財務省及び国税庁では、「酒類の公正な取引の基準案」及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」をそれぞれ別添 1、2 のとおり取りまとめました。

つきましては、広く国民の皆さまから御意見を募集しますので、御意見がございましたら、下記の要領に従って国税庁課税部酒税課審理係宛お寄せください。頂きました御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

【意見募集対象】

- ①酒類の公正な取引の基準案
- ②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

【意見募集期限】

平成 29 年 2 月 3 日（金） ※郵送の場合は、同日迄に必着

【意見提出要領】

1. 意見の提出方法・提出先

以下のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。いずれの場合も、件名または封書表面に「①酒類の公正な取引の基準案に対する意見」又は「②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」といずれに関する意見か明記のうえ御提出ください。

なお、電話での受付は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- (2) 郵便の場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1 国税庁課税部酒税課審理係 宛

- (3) F A X の場合

F A X 番号：03-3581-4182

2. 意見記入要領

御意見には、氏名又は名称（代表者の氏名を含む）・住所等の連絡先（電話番号、F A X 番号又は電子メールアドレス）を明記の上、御意見の概要及び理由を御記入ください。

なお、御記入いただいた氏名又は名称・住所等の連絡先の個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認のために利用させていただくことがあります。

3. 意見の公開について

皆様から頂いた御意見の内容はすべて公開される可能性があるほか、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。